



かながわ

議会だより

鎌倉市議会

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号
電話：0467(23)3000 FAX：0467(23)5825

鎌倉市議会ホームページ…………… 鎌倉市議会

メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp

編集発行：鎌倉市議会広報委員会



検索

令和4年(2022年)11月臨時会(11月4日)

令和4年(2022年)12月定例会(12月7日～26日)

鎌倉市役所の位置を定める条例の一部改正議案を否決

●定例会等の概要

- ・11月臨時会では、市長提出議案として、補正予算議案1件を可決しました。
- ・12月定例会では、18名の議員が一般質問を行いました。
- ・市長提出議案として、条例関係議案8件、補正予算議案3件、その他議案7件を可決、条例関係議案1件を否決、鎌倉市副市長の選任議案、鎌倉市固定資産評価審査委員会の委員の選任議案にそれぞれ同意しました。
- ・議員提出議案として、「保育士の配置基準の見直しを求める意見書の提出について」ほか1件を可決、「消費税インボイス制度実施の延期・中止を求める意見書の提出について」ほか1件を否決しました。
- ・陳情2件を採択しました。

●定例会等の主な動き

11月臨時会/本会議(11/4)	議案上程、委員長報告、採決	(4面)
12月定例会/本会議(12/7～9、12)	一般質問、議案上程、採決	(2・4面)
各常任委員会(12/14～16、19、22)	議案、陳情審査等	(3面)
本会議(12/26)	委員長報告、議案上程、採決	(3・4面)

12月定例会

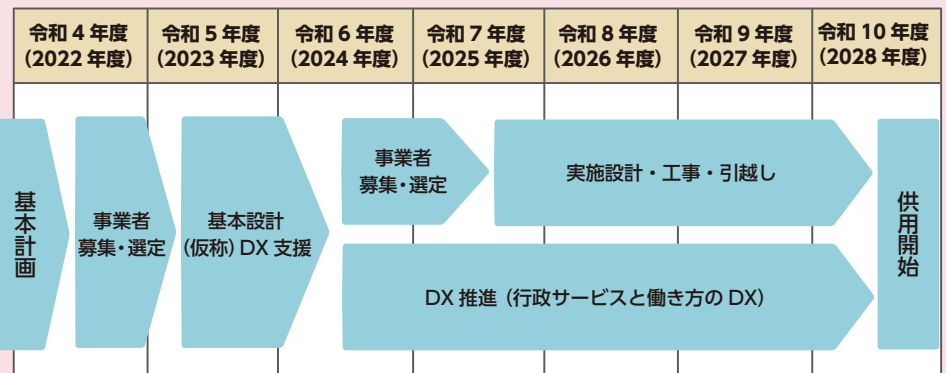
「鎌倉市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を否決

鎌倉市では築50年を経過し老朽化が進む市役所本庁舎について、現庁舎から北西に3kmほどの場所にある行政施設用地に令和10年度の供用開始を目指して新たに整備することが検討されています。移転にあたっては条例でその位置を定めなければならないため、令和4年(2022年)市議会12月定例会に「鎌倉市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」が提案されましたが、採決の結果、原案否決されました。

－ 鎌倉市役所の位置を定める条例の一部改正案のイメージ図 －



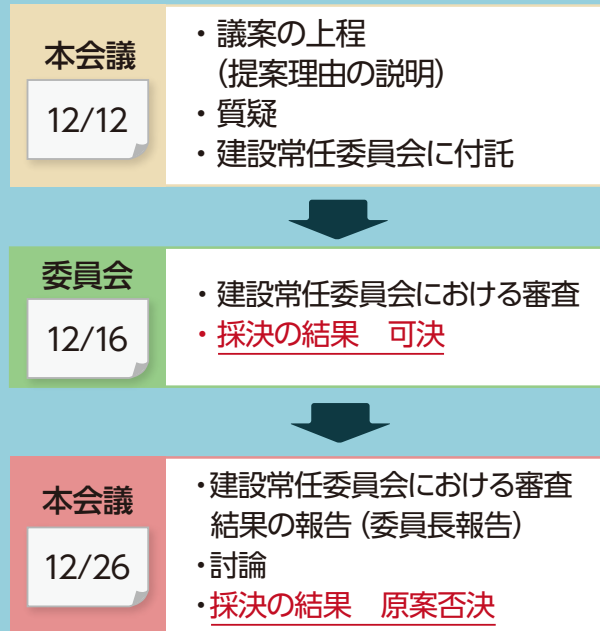
－ 新庁舎等整備に関する事業スケジュール －



「議案第51号鎌倉市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、市役所の位置を現在の「御成町18番10号」から「寺方字陣出8番8」に改めるもので、可決には議長を含む出席議員の3分の2以上の同意が必要な特別多数議決(※)となります。

(※)特別多数議決...議会の議決は、出席議員の過半数で決する過半数議決が原則ですが、住民の利害に大きく影響を及ぼす案件などについては、より厳しい要件が適用されます。

議会における審査の流れ



本会議(12/26)

まず、建設常任委員長から、委員会での審査の経過と結果について報告が行われました。

建設常任委員長の報告の内容

委員会では、一部委員から「移転先の交通問題を解決できる見通しが全く立っておらず、本改正条例提案の条件が整っていない」「歴史上の重要な場所は旧鎌倉地域であり、鎌倉の中心地である現在地から移転することに納得がいかない」との意見が、また一部委員から「現庁舎は震度6程度の地震発生時に、災害復旧活動の拠点として機能するための耐震強度を備えておらず、本庁舎整備は喫緊の課題である」「本庁舎整備は、市民生活に影響を与える重要な取り組みに係る予算を削って行うわけではない」「地方自治法第4条第2項の解釈については、過去の判例からも深沢の計画地への移転が違法であるとは考えられない」との意見が出され、採決の結果、多数の賛成により**可決**されました。

その後、議員が意見を表明する「討論」にて、賛成・反対のそれぞれの立場から3名ずつ意見が表明された後、議長も参加した上で採決を行った結果、賛成16名であり、出席議員26名の3分の2である18名に達しなかったため、議案第51号は**原案否決**されました。(各議員の賛否は4面に掲載)

12月26日の本会議の録画中継映像はこちらからご覧いただけます



一般質問

一般質問とは、市の事務や市が抱える課題等について市長などにたずねるものです。12月定例会では18名の議員が一般質問を行いました。新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で実施しています。

ここでは、議会広報委員会が整理した内容の一部を掲載しています。

一般質問の全文は、2月上旬作成予定の本会議録に掲載します。図書館や鎌倉市議会ホームページ内「会議録検索システム」でご覧ください。

公文書管理について

公文書の管理・保存について、次の質問が行われました。

質問：行政が取り扱う文書は保存期間満了前の現用文書と保存期間満了後の非現用文書に分けられるが、現用文書の保管状況について確認したい。

総務部長：電子の行政文書については、文書管理システム内に、行政文書管理規則に規定されている1年、3年、5年、10年、30年の保存期間に基づき保存している。紙の行政文書については、現年度および保存期間が1年目の行政文書は、各課のキャビネット内に保管している。また、保存期間が1年を超える行政文書は、総務課に引き継いで地下書庫などで保存している。なお、継続中の事業に関する一連の行政文書は、常用行政文書保存届出書の提出により、各課で保存することが可能となっている。

質問：本市の行政文書事務ガイドラインには、保存期間が1年未満の行政文書

せて行っている。その後、各課が抽出した歴史的公文書候補を二次選別し、歴史的公文書として位置付けている。歴史的公文書は、防犯・防災設備が整っている市外の民間書庫に、保箱換算で千二百箱を保管している状況である。

質問：現用文書と歴史的公文書を併せて本市が保有する文書全体をカバーする規定が必要であることなどから、公文書管理条例を制定すべきだと考えるが、いかがか。

同部長：現用文書についての文書管理に関するルールは、現行の規則などでおおむね整備できているものと認識している。一方、歴史的公文書については、利活用に関するルールの整備は必要だと考えている。先進市の事例も参考に、引き続き検討したい。

同部長：目録の情報の中には、個人情報が入っていることがあり、一定の時間をかけて精査しているため、公開まで時間を要している。保存期間が1年未満の行政文書については、目録の公開時点で廃棄されている可能性も出てくるので、できる限り早い段階で公開できるよう努めていきたい。

質問：歴史的公文書を判断する基準と保管状況について伺う。

同部長：鎌倉市歴史的公文書等選別のためのガイドラインと細目基準を作成し、全庁で共有している。歴史的公文書に該当するかの判断は、保存期間が満了した時点で、各課の文書取扱責任者がガイドラインと細目基準に照らし合わせて

質問：固定資産税の賦課において、所有者不明土地の状況を把握しているか。

総務部長：課税対象となる土地について、納税通知書が宛所不明で返戻され、未納となっている土地は把握している。課税対象とならない土地について、所有者の状況は把握していない。また、市内全体の状況についても把握していない。

質問：宛所不明により固定資産税相当額が未納となっている土地について、過去5年間の件数および額について伺いたい。

同部長：令和4年度は31件で約280万円、令和3年度は25件で約166万円、令和2年度は24件で約236万円、令和元年度は18件で約97万円、平成30年度は17件で約169万円である。税相当額は年度により増減があるが、件数は年々増加傾向にある。なお、税相当額は固定資産税と都市計画税を合わせた額となる。

質問：所有者不明土地の発生原因として、所有者が亡くなった後に、相続登記が未了となっている場合が多いと考えられるが、これを防ぐ法制度について伺いたい。

同部長：令和3年4月に公布され、令和5年4月から順次施行される予定の不動産登記法において、相続登記や住所変更登記などの申請が義務化され、違反した場合の罰則規定が設けられることとなった。

質問：適正な登記を促すために、どのような対応を行っているか。

同部長：資産税課において、適正な登記の必要性について説明を行うほか、ホームページにおいても案内を行い、早めの登記申請を促している。

質問：大規模災害が発生した際、迅速な復興のために、市が土地所有者を把握しておく必要があると考えるが、いかがか。

都市整備部長：市では、平成22年度から国土調査法に基づく地籍調査を実施している。県は津波による浸水が想定される相模湾沿岸部を緊急重点地域として位置付けているため、沿岸部より調査を実施している。令和3年度末における進捗状況は、緊急重点地域では約87%、全市域で約7%となっている。

質問：所有者不明土地の利用の円滑化や所有者の効率的な探索のため、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(以下「特別措置法」という)があるが、大規模災害における復興時、どのように活用するのか。

総務部長：特別措置法は、法務局が地方公共団体からの要望により、法定相続人を探索し、その結果を提供できる制度であり、直近では、平成30年の岡山県の豪雨における復興事業において活用されたと聞いている。

所有者不明土地について

所有者不明土地について、次の質問が行われました。

【用語の解説】
 ※所有者不明土地
 相続登記がされないことなどにより、以下のいずれかの状態となっている土地のこと。
 ①不動産登記簿などを参照しても、所有者が直ちに判明しない土地
 ②所有者が判明しても、所有者に連絡がつかない土地

一般質問項目一覧

一般質問の録画中継映像は、こちらからご覧いただけます▶



【第1日 12月7日(水)】

- ① 大石 和久 (公明党)
 - 1 市長の政治姿勢について
 - ※①大石和久議員は所要欠席のため、一般質問を実施しませんでした。
- ② 井上 三華子 (ネット)
 - 1 インクルーシブ公園の整備における留意点
 - 2 よりよい学校給食について
 - 3 ICT教育をすすめるにあたって必要な視点
- ③ 武野 裕子 (日本共産党)
 - 1 住まいの貧困と、アウトリーチの構築を
 - 2 公文書の保存の重要性
- ④ 後藤 吾郎 (ヴィジョン)
 - 1 釈迦堂切通しの工事進捗について
 - 2 鎌倉市における医療の今後について
- ⑤ 竹田 ゆかり (かわせみ)
 - 1 学ぶ環境を保障する「鎌倉市学校整備計画」の策定について
 - 2 不登校の子ども達に寄り添った「学習権の保障」について

- ⑥ 日向 慎吾 (ゆめみらい)
 - 1 市民に寄り添った行政のデジタル化とサービスの向上について
 - 2 腰越駅周辺の駐輪対策について
- ⑦ くりはら えりこ (かわせみ)
 - 1 特産品・地産品・伝統工芸品の販路拡大について (SDGs目標8・9・11・12・14・15・17)
 - 2 オーガニック(有機)給食・食事サービス事業について (SDGs目標2・3)
 - 3 都市計画・都市整備について (SDGs目標9・11・12・17)

- 【第2日 12月8日(木)】
- ⑧ 納所 輝次 (公明党)
 - 1 鎌倉市の特別会計について
- ⑨ 藤本 あさこ (鎌倉アプデ)
 - 1 生理の貧困施策の公共施設への展開について
 - 2 子連れ選挙について
 - 3 世界的な教育課題に関する鎌倉市の方針について
- ⑩ 長嶋 竜弘 (無所属)
 - 1 深沢地域整備事業から考える鎌倉の街づくり
 - 2 感染症対策について
- ⑪ 志田 一宏 (自民党)
 - 1 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について
- ※⑪志田一宏議員は病欠のため、一般質問を実施しませんでした。

- ⑫ 保坂 令子 (ネット)
 - 1 公文書管理の現状と今後の取組みについて
 - 2 市民活動と協働の活性化について
- ⑬ 千 一 (無所属)
 - 1 重度訪問介護が経済活動に使えるかどうか
 - 2 受けられる制度を誰もか
 - 3 不登校児童・生徒について
- ⑭ 松中 健治 (無所属)
 - 1 有事について
 - 2 友好都市提携・パートナーシップについて
 - 3 ドローンの有効利用と課題について
 - 4 日本遺産の再審査について

- 【第3日 12月9日(金)】
- ⑮ 久坂 くにえ (ヴィジョン)
 - 1 本市におけるeスポーツの活用について
- ⑯ 高野 洋一 (日本共産党)
 - 1 相談窓口等の充実について
 - 2 携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例について
- ⑰ くり林 こうこう (無所属)
 - 1 子育て支援策について
 - 2 鎌倉の観光について
- ※⑰くり林こうこう議員は病欠のため、一般質問を実施しませんでした。

- ⑱ 森 功一 (自民党)
 - 1 本市における所有者不明土地について
- ⑲ 吉岡 和江 (日本共産党)
 - 1 健康診査の新設、改善について
 - 2 保健医療福祉センターについて
 - 3 高齢者交通優待制度の復活充実について
 - 4 深沢モノレール駅のバリアフリーについて
- ⑳ 児玉 文彦 (公明党)
 - 1 認知症のひととの共生社会に関して
- ㉑ 中里 成光 (ゆめみらい)
 - 1 小学校教材等の集金方法について
 - 2 個人情報漏洩事案・対策について
 - 3 事業承継について

令和5年(2023年)1月10日付で、「鎌倉かわせみクラブ」から竹田ゆかり議員が退会し、くりはらえりこ議員、竹田ゆかり議員が無所属となりました。(この一覧は、令和4年(2022年)12月26日最終本会議時点の会派構成となっています。)

12月15日、22日開催 審査した内容(報告事項10件)

報告事項 鎌倉市商工業振興計画の策定状況について

鎌倉市商工業振興計画は、第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画の施策を前提とした、商工業および労働に関する分野別振興計画であり、「働く場」の確保と「働く環境」の整備を2本の柱にした職住近接のまちづくりを進め、「働くまち」を実現するための具体的施策を示す計画です。

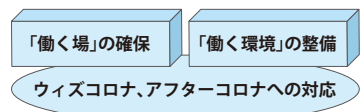
同計画は、令和2年度に策定を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う本市の商工業への影響を踏まえた再検討を行うため、令和4年(2022年)10月に同計画の推進委員会を再開、12月下旬から、パブリックコメントを実施し、令和5年(2023年)3月に同計画を策定する予定であるとのことです。

委員会では、報告事項について了承されました。

なお、市民環境常任委員会では、「社会情勢の変化に対応する観光商工振興策について」の所管事務調査を行っており、12月26日の本会議において、当該調査の中間報告を行いました。

※4面の「市民環境常任委員会所管事務調査の中間報告を実施」を参照

商工業振興計画(働くまち推進計画) 2023年4月~2033年3月



12月19日開催 審査した内容(議案7件、報告事項5件)

報告事項 スマートシティへの取組について

鎌倉市では「世界に誇れる持続可能なまち」「誰もが生涯にわたって自分らしく安心して暮らすことができる共生社会」の実現をより一層力強く進めるため、スマートシティ(※)の推進に取り組んでおり、令和4年(2022年)3月、基本的な考え方や方向性を取りまとめた「鎌倉市スマートシティ構想」を策定しました。

委員会では、合意形成プラットフォームに関する地域での試験運用の実施、スマートシティ庁内検討委員会およびスマートシティ官民研究会の開催、3Dプリンターを使ったワークショップや展示会の開催など、以下の取り組みの柱ごとに事業の進捗について報告があり、了承されました。

- 柱1:多くの市民が参加できる合意形成プラットフォームの構築
柱2:データ連携基盤の整備・オープンデータの拡充
柱3:官民協業のユースケース等の創出とスマートシティサービスの実証
柱4:戦略的広報と調査・研究の推進

※スマートシティとは、先端技術やデータを活用し、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、人口減少・少子高齢化等の社会課題を克服して市民生活に快適性や利便性などの新たな価値を創出する、持続可能な都市や地域のことをいいます。

市民環境常任委員会

常任委員会

総務常任委員会

建設常任委員会

審査の一部を紹介します

教育福祉常任委員会

12月16日開催

審査した内容(議案4件、陳情4件、報告事項9件)

報告事項 土地利用調整制度の見直し大綱に基づく条例策定に向けた取組状況について

「まちづくり条例」「開発事業条例」および「特定土地利用条例」からなる土地利用調整制度については、令和4年(2022年)1月に「土地利用調整制度の見直し大綱」を作成し、令和4年(2022年)12月の条例改正に向けて検討を進めてきましたが、予想を超える検討が必要となり、条例改正のスケジュールを令和6年(2024年)9月に延期するとのことです。

主な検討項目

- ①新たなまちづくりルール「地区まちづくり計画」の認定基準などの検討
②大規模な工場等の土地における施設整備の事業計画について、市長の認定を受けた事業については、手続きや基準を緩和できる新たな認定基準の検討
③道路基準の改正に向けて、現行の基準が地域の環境に即した良好な計画誘導に寄与しているか、適切な道路幅員の検討

委員会では、報告事項について了承されました。

報告事項 鎌倉市耐震改修促進計画の改定について

本計画は、「旧耐震基準」に基づき建築された建築物の耐震化を計画的に促進することにより、安全・安心なまちづくりを実現することを目的に策定したものであり、国の基本方針の改正や県の計画の改定に伴い改定しようとするものです。

今回の改定では、令和4年度から12年度までの間に、住宅および多数の者が利用する建築物について、耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標として、12月下旬から素案について意見公募を行い、令和4年度末までに改定するとのことです。

委員会では、報告事項について了承されました。

12月14日開催

審査した内容(議案3件、陳情2件、報告事項8件)

議案第57号 鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定について
議案第58号 鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部を改正する条例の制定について

議案第57号は、おなり子どもの家「こぼと」の位置・利用定員、にしらかまら子どもの家「こまどり」の利用定員を改め、また、議案第58号は、放課後子どもひろばおなりの位置を改めるものです。

このうち、おなり子どもの家「こぼと」および放課後子どもひろばおなりについては、旧鎌倉市立図書館の改修および増築工事の竣工が令和5年(2023年)2月に予定されており、これに伴い、運営場所を新施設に移転するため、それぞれの位置を「御成町18番10号」から「御成町18番35号」に、おなり子どもの家「こぼと」の利用定員を62人から61人に改めます。

また、にしらかまら子どもの家「こまどり」については、利用定員を32人から43人に改めます。

委員会では、採決の結果、2件ともに総員の賛成により可決されました。



おなり子どもの家「こぼと」・放課後子どもひろばおなりの移転先の外観

陳情の議決結果

12月定例会では、19件の陳情が提出されました。そのうち、13件を全議員に配付し、6件を各常任委員会に付託し審査を行いました。

付託した6件のうち、4件を議決不要とし、本会議において2件を採択しました。

結論が出た陳情の要旨および結果は次のとおりです。

【採択した陳情】

◇鎌倉市立山崎小学校トイレ改修についての陳情(陳情第25号)

陳情の要旨

山崎小学校のトイレは和式のものが多く、災害時に避難所として使用する際や地域のスポーツ団体等が使用する際に、高齢者にとっては和式トイレの使用が困難であることから、トイレの洋式化を求めるものです。

教育福祉常任委員会、本会議ともに総員の賛成により採択しました。

◇鎌倉市立山崎小学校トイレ改修についての陳情(陳情第26号)

陳情の要旨

山崎小学校のトイレは老朽化しており、不衛生であるため、使用に抵抗がある児童や、和式トイレが多く、使用に困難を抱える児童が多数いることから、トイレの改修を求めるものです。

教育福祉常任委員会、本会議ともに総員の賛成により採択しました。

可決した意見書

12月定例会では、次の意見書提出に係る議会議案を可決しました。なお、可決した意見書は、地方自治法第99条の規定に基づき、関係機関に提出しました。

保育士の配置基準の見直しを求める意見書

急速な少子化が進む中、安心して子どもを生み育てることのできる社会を実現するためには、子どもの健やかな成長を支える質の高い保育サービスの提供と保育の担い手の確保が重要である。

現在、保育現場では、日々、未来を担う子どもの健やかな育ちを願い、それぞれの保育士が懸命に取り組んでいる。また、通常業務に加えて、新型コロナウイルス感染症予防に努めるべく、保育現場では徹底した衛生管理を行っており、こうした業務も常態化している。

このように、保育士は過重な労働環境に置かれており、精神的・肉体的な負担が大きくなっているため、早期離職者や、保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない者も多く、保育士の確保と定着が喫緊の課題となっている。

こうした中、保育士の処遇については、近年、公定価格への加算等により、一定の充実が図られているが、国の保育士配置基準については、53年前に改善はあったものの、特に4・5歳児クラスは74年前から見直しされておらず、多様な保育ニーズに対応できていない状況にある。

コロナ禍において、今まで以上に保育士が子どもや保護者と丁寧に関わることが求められており、業務が多忙化する中で、保育サービスの担い手を確保するためにも、保育士の配置基準の見直しを行う必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、保育士確保に加えて、保育士の配置基準を見直すとともに、必要な財源を十分に確保するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年(2022年)12月26日

議決された主な議案等

※12月定例会では、市長提出議案23件、議員提出議案4件、陳情2件の採決を行いました。
※下記以外の議案等への賛否については、議会事務局へお問い合わせください。

○：賛成 一：反対 欠：欠席

Table with columns for Party Name (会派名), Member Name (議員名), Main Cases (主な議案等), and Voting Results (議決結果). Rows include various cases like budget amendments and regulations.

※令和5年(2023年)1月10日付で、「鎌倉かわせみクラブ」から竹田ゆかり議員が退会し、くりはらえりこ議員、竹田ゆかり議員が無所属となりました。(上記の表は、令和4年(2022年)12月26日最終本会議時点の会派構成となっています。)

11月臨時会

緊急に議会の議決を必要とする案件が生じたため、11月4日に臨時会を開催し、市長から1件の議案が提出されました。

議案の内容および議会における議決結果は次のとおりです。

《市長提出議案》

補正予算

一般会計補正予算(第7号)
【議案第43号】

感染症対策事業として、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費を追加しようとするもので、歳入歳出ともに1723万9千円を増額し、補正後の総額は、706億9736万5千円となります。

議会では、多数の賛成により、原案を可決しました。

12月定例会

12月定例会では、議員から4件の議案が、市長から23件の議案が提出されました。主な議案の内容および議会における議決結果は次のとおりです。

《議員提出議案》

保育士の配置基準の見直しを求める意見書の提出について【議案第4号】
(意見書の本文は3面に掲載)

議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

《市長提出議案》

条例関係議案

鎌倉市役所の位置を定める

条例の一部を改正する条例の制定について【議案第51号】
(詳細は1面に掲載)

議会では、賛成した議員の数が、本件の可決に必要である出席議員の3分の2に達しなかったため、原案を否決しました。

鎌倉市個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について【議案第52号】

個人情報の保護に関する法律の改正により、地方公共団体の個人情報保護制度に関する全国的な共通ルールが定められ、令和5年4月1日から施行されることに伴い、必要な規定の整備を行うおとするもので、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

鎌倉市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について【議案第53号】

業務量の増加や業務体制の維持のために適切な職員数を配置し、円滑な行政運営を実現するため、教育委員会の事務局および学校その他の教育機関の職員の定数を146人から150人に、消防職員の定数を238人から252人に変更しようとするもので、令和5年4月1日から施行しようとするものです。

議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

補正予算

一般会計補正予算(第8号)
【議案第60号】

光熱水費(庁舎管理事務、在宅福祉サービスセンター管理運営事業および名越センター管理運営事業など)、鎌倉芸術館給湯管修繕

費、子どもたちに対する図書カード配布に係る経費、焼却残渣の処理に係る経費、公衆浴場設備整備費等補助金、急傾斜地防災工事負担金、鎌倉国宝館管理運営に係る維持修繕料などを追加し、史跡大町釈迦堂口遺跡崩落対策事業に係る経費を減額しようとするもので、歳入歳出ともに3億8522万7千円を増額し、補正後の総額は、710億8259万2千円となります。

議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

一般会計補正予算(第9号)
【議案第62号】

(仮称)出産・子育て応援交付金の支給に係る経費を追加しようとするもので、歳入歳出ともに1億4225万2千円を増額し、補正後の総額は、712億2484万4千円となります。

議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

指定管理者の指定
【議案第48号】

鎌倉市スポーツ施設条例に定める鎌倉体育館、大船体育館、鎌倉武道館および見田記念体育館の指定管理者として、かまくらスポーツファミリー共同事業体(共同事業体代表者、シンコースポーツ株式会社)を指定するものです。

令和10年3月31日までの5年間です。

議会では、多数の賛成により、原案を可決しました。

《人事案件》

副市長の選任

【議案第63号】

市民環境常任委員会所管事務調査の中間報告を実施

12月26日の本会議において、市民環境常任委員会が所管事務調査事項として「社会情勢の変化に対応する観光商工振興策について」、中間報告を行いました。

その主な内容は、新型コロナウイルス感染症まん延の影響による観光客の減少や、円安および原材料費高騰等による経済状況の悪化などを踏まえ、現在の社会情勢の変化に対応するためには、市内の事業者により一層寄り添った支援を行う必要がある、令和5年度に向けて、その体制を速やかに構築すべきであることから、今後進める商工振興策に関する委員会としての考え

鎌倉市副市長に市長から提案のあった次の方を引き続き選任することについて、議会では、多数の賛成により同意しました。

千田 勝一郎氏(川崎市在住)
任期は、令和5年1月7日から4年間です。

固定資産評価審査委員会委員の選任
【議案第64号から第66号】

固定資産評価審査委員会の委員の任期満了に伴い、市長から提案のあった次の方々を引き続き選任することについて、議会では、いずれも総員の賛成により同意しました。

山口 吉一氏(常盤在住)
齋藤 秀樹氏(梶原在住)
久壽米木 恵美子氏(岡本在住)
任期は、令和5年2月7日から3年間です。

「かまくら議会だより」についてのアンケート実施結果について
ご回答にご協力いただきありがとうございます。実施結果については、こちらからご覧いただけます。

編集後記
誤解を恐れず言えば、多くの地方議会が行政の追認機関とやゆされる中、私たち鎌倉市議会は、そこは一線を画す、と言う気概を持って活動しております。